

○ 保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件（平成十年六月大蔵省告示第  
二百二十八号）

改正案	現行
<p>（同一人に対する貸付金）            第六条（略）</p> <p>2 規則第四十八条の三第二項第二号イからニまで並びに第四百四十            条の三第二項第二号イ及びロに規定する金融庁長官の定める資産            は、総資産（外国保険会社等にあつては日本における総資産）の            うち貸付金（前項各号に掲げるものを除く。）及び法第九十八条            第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（貸借対照表のリー            ス投資資産勘定に計上されるもの（同号イに規定するリース物件            を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資            産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）            に限る。）とし、規則第四十八条の三第二項第二号イからニまで            並びに第四百四十条の三第二項第二号イ及びロに規定する金融庁長            官の定める割合は、百分の三とする。</p>	<p>（同一人に対する貸付金）            第六条（略）</p> <p>2 規則第四十八条の三第二項第二号イからニまで並びに第四百四十            条の三第二項第二号イ及びロに規定する金融庁長官の定める資産は、            総資産（外国保険会社等にあつては日本における総資産）のうち貸            付金（前項各号に掲げるものを除く。）とし、規則第四十八条の三            第二項第二号イからニまで並びに第四百四十条の三第二項第二号イ及            びロに規定する金融庁長官の定める割合は、百分の三とする。</p>